

コンプライアンスの徹底

企業倫理・コンプライアンス

考え方・方針

基本行動指針

私たちは、IHIグループが社会とお客さまと共に持続的な成長を遂げるためには、ステークホルダーからの期待に応え、信頼を得ることが重要と考えています。この考え方に基づいて、私たちが実践すべきことを「IHIグループ基本行動指針」にまとめています。

●IHIグループ基本行動指針

私たちIHIグループは、「技術をもって社会の発展に貢献する」、「人材こそが最大かつ唯一の財産である」との経営理念のもとに、地球的課題を意識し、お客さまや取引先、株主のみならず、ともに働く人びと、そして地域社会や国際社会の期待に応えるために私たちがなすべきことを自ら実践し、それぞれからの信頼を得ることによって将来にわたって企業としての存在価値を高めることに努めます。

あらゆる場面に共通する私たちの基本的な態度

法の支配の尊重と倫理的な行動

私たちは、法令の意味するところを理解したうえでこれを大切に守り、社会的なルールや国際的な取り決めにも反することのないよう、誠実、公正を旨として倫理的に行動します。

人権の尊重

私たちは、人権の重要性を十分に認識し、事業活動のなかで常に尊重するよう努めます。

相互理解の促進

私たちは、私たちが取り巻く人びとと互いに理解しあうために、事業活動に関わる情報を発信し、それが周囲に与える影響について説明するとともに、常日頃から意見を交換することに努めます。

私たちが取り巻く人びとや社会・環境に対する責任

製品・サービスをとおしてつながる人びとに対する責任

- ① 私たちは、事業を行なうにあたって関わる人びとと互いに信頼できる関係を築き、持てる能力を最大限に活用し、様々な分野の社会的課題の解決に役立ち、世界の人びとのさらなる豊かさの実現のための製品・サービスを開発し、提供します。
- ② 私たちは、開発、提供する製品・サービスの安全性に十分配慮するとともに、お客さまおよびユーザの満足を得られているかを確認し、絶えず製品・サービスの水準を高めるように努めます。
- ③ 私たちは、取引にあたっては相手に不正な行為や利益を求めたりすることなく、公正で自由な開かれた関係を築きます。

ともに働く人びとに対する責任

私たちは、ともに働くすべての人びとの人格、個性を互いに尊重し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、働く人びとのゆとりと豊かさの実現に努めます。

地域社会および国際社会に対する責任

- ① 私たちは、一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、社会が抱える課題の解決のために積極的に活動します。
- ② 私たちは、世界のいかなる地域で事業活動を行なうときでも、それぞれの地域固有の文化の価値を理解し、その地域の人びとの期待に応えるよう努めます。
- ③ 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

地球環境に対する責任

私たちは、地球環境がすべての社会・文化の存立基盤であることを認識し、将来の世代の人びとが必要とするものを損なうことのないように注意を払い、製品・サービスの提供のみならずあらゆる事業活動の局面で、地球環境の保全および環境負荷の低減に努めます。

経営幹部の役割と責任

経営幹部の役割

- ① 経営幹部は、この指針の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範してこの指針の趣旨を実践します。
- ② 経営幹部は、ともに働く人びとにこの指針を周知徹底のうえ、実効ある社内体制の整備を行ない、絶えず企業としての価値を高めることに努めます。

経営幹部の責任

経営幹部は、この指針に反するような事態が発生したときには、自ら解決に当たり、原因究明と再発防止に努め、社会に対して迅速かつ的確に情報を開示し、権限と責任を明確にしたうえで、自らを含めて厳正な処分を行ないます。

IHIグループ行動規範

本指針を遵守するため、IHIグループの役員および従業員が日々の業務においていかに判断し行動すべきかの基準として、「IHIグループ行動規範」を定めるものとします。

web [「IHIグループ基本行動指針・行動規範」の解説書](#)

コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの考え方

IHIグループは、「IHIグループコンプライアンス基本規程」などに従い、適切なコンプライアンスの運用に努めています。

これらは、法令順守にとどまらず、変化する社会の価値観や社会からの要請を的確に把握し、社会の期待に応えるための取り組みです。

IHIグループは、2019年の民間航空機エンジン整備事業における不適切事案を受けて、リスク管理活動における注力項目としてコンプライアンス体制および品質保証体制の強化などを掲げ、再発防止に向けた取り組みを進めてきました。また、IHIグループの全役員および全従業員が日常の業務で守るべき規範として「IHIグループ行動規範」を定めました。

さらに、2021年度からは、コンプライアンスの日(5月10日)を制定し、この日に合わせて、トップメッセージの配信や職場対話などの諸活動を行っています。

●IHIグループ行動規範

1. 私たちは、ルールを理解し、守ります。
2. 私たちは、決して不正な行為を行いません。
3. 私たちは、人権を尊重します。
4. 私たちは、お客さまにお届けする安全と品質を最優先にします。
5. 私たちは、公平・公正な取引を行いません。
6. 私たちは、自らならびに仲間の安全を決して損ないません。
7. 私たちは、情報を厳格に管理します。
8. 私たちは、問題が起きたら直ちに報告します。

●IHIグループコンプライアンス基本規程

コンプライアンスは、社会の中で企業が活動を行なうための基盤となるものです。

IHIグループは、「IHIグループ基本行動指針」に則り、次の行動を実践することと定義しています。

- 法令や社内規定などのルールを大切にし、守ること
- 企業人として公正で、かつ責任ある行動をとること

コンプライアンスの徹底

体制

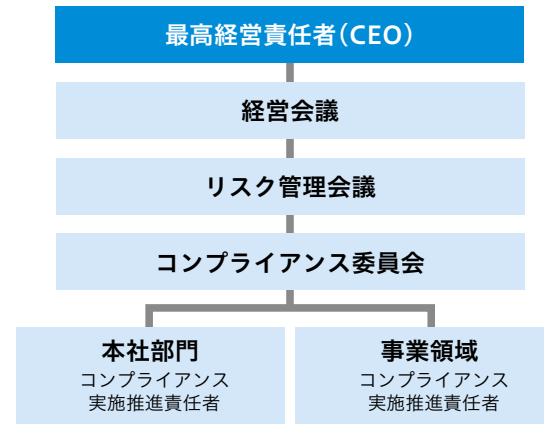
コンプライアンス委員会

IHIグループは、リスク管理会議の下部機関となる全社委員会組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンスに関わる重要な方針を審議・立案し、活動を推進しています。グループコンプライアンス担当役員を委員長、各部門のコンプライアンス実施推進責任者を委員として構成されています。

委員会の決定事項は委員を通じて各部門に展開され、事業形態に応じたコンプライアンス活動に反映しています。また、各部門の活動状況は委員会で共有し、PDCAを回しながら活動しています。委員会の活動については、年度初めに前年度の実績および当年度の計画を経営会議で報告しています。

また、法務部は事務局として、コンプライアンス委員会で定めた活動方針に沿ってコンプライアンス活動を企画・実施するとともに、各部門の活動状況をフォローしながら必要な指導や支援を行っています。

●コンプライアンス体制図



●コンプライアンス委員会

委員長	グループコンプライアンス担当役員
事務局	法務部コンプライアンスグループ
委員	各部門のコンプライアンス実施推進責任者
2022年度の開催回数	4回

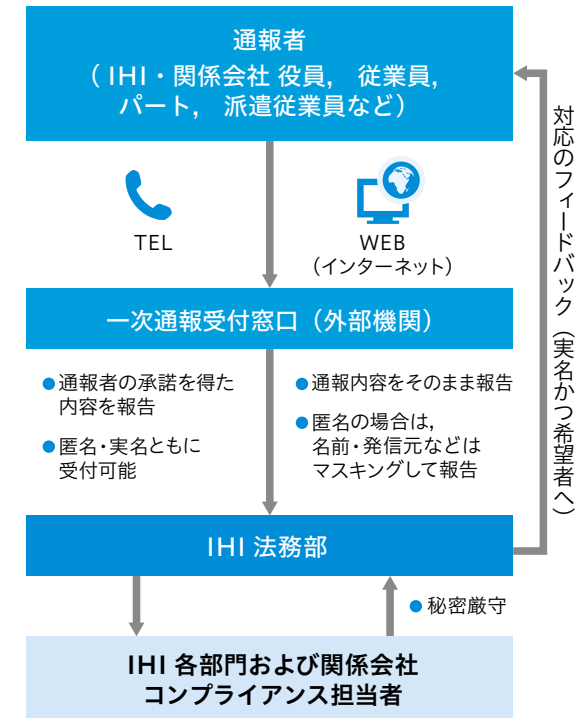
コンプライアンス・ホットライン

IHIグループは、全ての役員・従業員などによる、法令、社内規定や社内外のルールに対する違反やその恐れのある行為などを未然にあるいは早期に把握し、適切な是正を図るための内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを運用しています。この制度は、通報したことについて利用者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせなどを行うことが禁止されており、違反者は就業規則などに従い処分されます。

役員・従業員などはこのホットラインを通じて、指揮命令系統を介さずに社外の専門機関に直接通報・相談できます。

国内のみならず、海外でも運用しており、通報は各国・地域で主に利用される言語でも受け付けています。

●コンプライアンス・ホットラインの仕組み



コンプライアンスの徹底

教育・浸透

品質・コンプライアンス研修

IHIグループは、2019年度より「品質・コンプライアンス研修」を全グループ会社に展開しています。また、2020年度より、品質コンプライアンス問題に関する事例研究を通して、品質コンプライアンス問題の発生要因とリスクを理解し、自部門における類似問題の未然防止に役立てることを目的とした「品質コンプライアンス事例研究研修」を実施しています。2022年度も、未受講者や新任基幹職を対象に実施しました。

また、2022年度は、国内全従業員を対象に、改正公益通報者保護法に関するe-ラーニングを実施しました。同法についての基本的な内容を解説するとともに、同法上の公益通報窓口としてのコンプライアンス・ホットラインの仕組みなどについて、改めて理解を促しました。

「コンプライアンスの日」(5月10日)関連活動

IHIグループは、2021年度より5月10日を「コンプライアンスの日」と定め、この日に合わせて、毎年さまざまな取り組みを行っています。

2022年度は、全グループ会社の役員および従業員に向けた、コンプライアンス担当役員と社員のコンプライアンスの日に関する対談動画の配信や職場対話のほか、著名な外部講師による講演動画の配信なども行いました。外部講師からは、「より良い組織づくりがより良い人財を育てる」というテーマで、組織づくりや心理的安全性について話をいただきました。

2023年度は、トップメッセージ動画配信、職場対話などを行いました。

●コンプライアンス教育の受講者数

(単位：名)

項目		データの対象範囲	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
役員研修		IHIおよび国内子会社	—	—	—	—
ライン管理者向け研修		IHIおよび国内子会社	72	—	—	—
品質・コンプライアンス研修		IHIおよび国内子会社	27,866	24,085	26,243	25,870
		海外子会社	1,774	3,261	4,938	5,334
e-ラーニング	国内(2020年度以降は品質・コンプライアンス研修で実施)	IHIおよび国内子会社	18,164	20,169	21,659	21,635
	海外	海外子会社	1,214	—	—	—

実績

●コンプライアンス・ホットライン通報件数

(単位：件、対象：IHIおよび関係会社)

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
通報件数	239	202	263	286

コンプライアンスの徹底

税務コンプライアンス

考え方・方針

国際課税の新ルールが導入される中、企業は税務当局・投資家・社会を含めたステークホルダーに対し、企業グループの税務に関する透明性を確保し、説明責任を果たす必要性が増しています。

IHIグループは、こうした税務ガバナンス高度化の要請に対応するため、2019年4月にその基本となる取り組み方針として、「IHIグループ税務基本方針」を定めました。

●IHIグループ税務基本方針

IHIグループは、「IHIグループ基本行動指針」に基づき、以下のとおり税務に関する基本方針を定め、税務コンプライアンス意識を高めるとともに、将来にわたってIHIグループの持続的な成長と企業価値の向上に努めます。

1. 法令の遵守

IHIグループは、各国・地域の税に関する法令の意味するところを理解したうえでこれを大切に守り、社会的なルールや国際的な取り決めに反することのないよう、誠実、公正を旨として倫理的に行動します。

2. 移転価格

IHIグループは、IHIグループ各社の貢献に応じた所得の適正配分を実現するため、各国・地域における法令や、国際的な移転価格ガイドラインに基づくグループ内取引価格を設定することにより、各国・地域における税金の適正納付に努めます。

3. タックスプランニング

IHIグループは、租税回避を目的とした事業実体を伴わないタックスプランニングは行ないません。

4. 税務当局との関係

IHIグループは、税務行政手続きおよび税務調査時における情報提供を適時適切に行なうことにより、各国・地域の税務当局との健全な関係を維持するよう努めます。

体制

税務ガバナンスおよびリスク管理

IHIグループは、グループ財務担当役員の管轄のもと、グループ全体で適切な税務ガバナンスの構築を図っています。

教育・浸透

IHIグループは、グループ全体への教育と浸透を図るため、「IHIグループ税務基本方針」の多言語への翻訳を行い、これを国内外関係会社へ展開しています。

取り組み

税務に関するステークホルダーエンゲージメントおよび管理

IHIグループは、各国・地域の税法に従った適時適切な税務申告を行うとともに、税務当局との健全な関係の維持に努めています。また、税務ガバナンスの充実に向けた取り組みを促進するため、自社の税務調査結果を経営会議で報告し、トップマネジメントを通じた再発防止を図っています。

IHIグループは、これらの取り組みを基盤として税務コンプライアンスの確保、および税務コストと税務リスクの適切な管理を実現していきます。

コンプライアンスの徹底

競争法・贈賄禁止法

考え方・方針

競争法および贈賄禁止法に関するコミットメント

企業活動のグローバル化・ボーダーレス化の進展により、海外市場での商取引の機会維持・獲得には、諸外国の競争法の順守が不可欠です。また、不正な利益供与といった腐敗行為を行わないことが国際的な行動規範です。

IHIグループは、この国際規範にのっとり、競争法・贈賄禁止法を含む諸法令の順守を、全グループ会社の行動規範として、社長以下、積極的にコミットしています。

競争法については、行動規範をより具体化した「IHIグループ競争法遵守基本規程」を2021年度に改訂し、各部門に競争法順守管理責任者を設置するなど、競争法順守体制の強化を図っています。また、IHI法務部において、各部門の運用状況を確認し、ビジネスの実態に合った実効性の高い運用基準づくりを支援するなど、継続的な取り組みを進めています。

贈賄禁止法については、「IHIグループ公務員贈賄防止に関する基本規程」により、公務員などに対する贈賄、ファシリテーションペイメントを含む不当・不合理な費用負担や寄付を禁止しています。また、各部門で運用基準を制定し具体的な手続きや管理責任者を定め、規程の実効性を高めています。

体制

IHIグループでは、IHI法務部がコンプライアンス活動とリスクマネジメントの中心となって、教育やモニタリングな

どのプログラムを推進しています。

IHIの各部門および国内外の連結子会社では、競争法・贈賄禁止法を含むコンプライアンスに関するリスクについて、それぞれ活動エリアや業態に応じたリスクアセスメントを毎年実施し、IHI法務部の支援を受けながら、リスクの度合いに応じた対応を行っています。

コンプライアンス上の問題は、コンプライアンス・ホットラインにより、不正を小さな芽の段階で発見して対処しています。また、万一コンプライアンス上の重大な問題が発見された場合は、CEOを本部長とする対策本部を設置し、社内外の専門家の知見も活用し迅速かつ柔軟に対応する体制を整えます。問題解決後は、同対策本部が再発防止策の実施までをフォローします。

教育・浸透

従業員への教育・研修

IHIグループでは、日本の独占禁止法や不正競争防止法のほか、米国シャーマン反トラスト法、欧州連合(EU)競争法をはじめとした各国競争法順守のための教育をIHIグループ全体で実施しています。

また、新入社員全員を対象として入社時に贈賄禁止法についての教育を実施するほか、米国FCPA(海外腐敗行為防止法)、英国Bribery Act 2010(2010年贈収賄防止法)などの啓発・教育活動、および国内外における贈賄禁止法違反リスクのモニタリング活動も展開しています。

これらの活動は、リスクアセスメントの結果をもとに、各部門のリスクの度合いに応じて実施しています。また、受講者からのフィードバックや法務部での実効性レビューを実施し、次年度以降における活動改善につなげています。

●教育・研修の受講者数

(単位：名)

項目		データの対象範囲	2021年度	2022年度
役員および従業員		IHIおよび連結子会社	1,871	2,007
(内訳)	日本	IHIおよび国内子会社	1,721	1,784
	海外	海外子会社	150	223

実績

●競争法、贈賄禁止法への違反件数

(単位：件、対象：IHIおよび連結子会社)

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
競争法	0	0	0	0
贈賄禁止法	0	0	0	0

●政治団体および経済団体・その他主な業界団体への支出額

(単位：百万円、対象：IHI)

項目		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
支出額	政治団体	10	10	10	10
	経済団体	56	57	52	55
	その他主な業界団体	120	122	119	122

取り組み

贈賄防止に関するリスクアセスメントを行っている事業所

IHIグループでは、IHIの各部門および国内外の連結子会社を対象として、贈賄防止に関するリスクアセスメントを毎年実施しています。

コンプライアンスの徹底

安全保障貿易管理

考え方・方針

IHIグループは、国際的な平和および安全の維持を目的とする安全保障貿易管理を適切に実施しています。「外国為替及び外国貿易法」の順守はもちろんのこと、海外グループ会社における所在国法の順守、米国の再輸出規制等に配慮した貿易管理の実施により、法令違反リスクおよび経済制裁リスクの低減に努めなければなりません。そのため、IHIグループでは、「安全保障貿易管理規程」を制定し、適切な輸出管理を実施しています。

体制

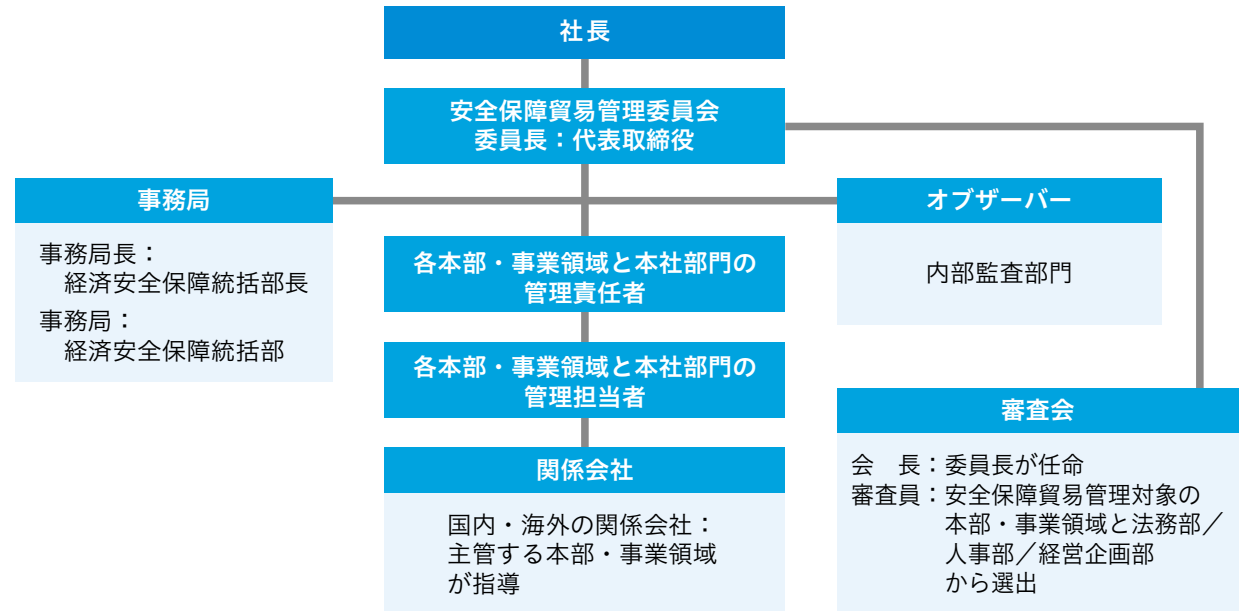
安全保障貿易管理委員会

IHIグループは、安全保障貿易管理に関する規程を制定し、安全保障貿易管理委員会を設置して、貿易管理に取り組んでいます。

安全保障貿易管理委員会は、代表取締役を委員長とし、委員（各本部・事業領域およびコーポレート部門から選出された責任者）と審査員および事務局（経済安全保障統括部）で構成された全社的組織です。委員会では、安全保障貿易審査をはじめ、管理状況の監査、関連法規最新情報の共有、啓発・教育活動等を実施しています。

2022年度は委員会を3回開催し、監査結果、業務上の課題、海外の情勢を含めた安全保障貿易の環境等について共有し、水平展開することでIHIグループ全体の管理品質向上を図りました。

●安全保障貿易管理体制



●安全保障貿易管理委員会

委員長	代表取締役
事務局	経済安全保障統括部
委員	各本部・事業領域の管理責任者
2022年度の開催回数	3回

コンプライアンスの徹底

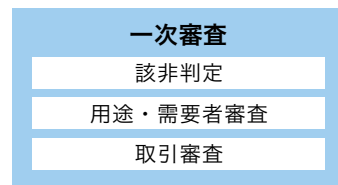
安全保障貿易審査

安全保障貿易管理では、必要な案件がもれなく網羅できていること、さらに個々の審査が適切に実施されていることが重要です。

IHIグループでは、3段階のディフェンスライン(DL)で審査を行っています。

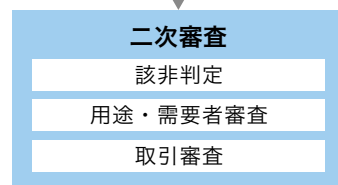
●安全保障貿易審査体制

第1DL (起票部門)



申請

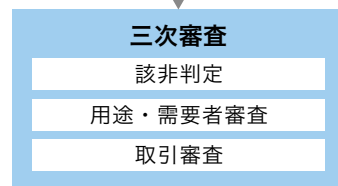
第2DL (本部・事業領域)



リスト規制非該当
(キャッチオール規制案件)
かつ懸念なし

決裁

リスト規制案件または懸念あり

第3DL
(コーポレート・審査会)

取引承認
(許可取得後に輸出等可
などの条件付を含む)

決裁

非承認

※国への許可申請など
必要な手続きを別途実施

取引否決

教育・浸透

安全保障貿易管理には、複雑で厳格な理解が要求されます。従業員一人一人の正しい理解がなければ、適正な管理ができません。

IHIグループでは、従業員に対する安全保障貿易管理教育に注力し、各階層別に以下の教育を実施しています。

- ・安全保障貿易管理の基礎
- ・輸出実務者教育
- ・安貿管理者教育
- ・委員会委員教育